

# 自転車用ヘルメット購入費補助事業 Q&A

## 【補助事業について】

Q1	なぜこの事業を始めたのですか？
A1	令和5年の道路交通法一部改正に伴い、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、飯田市内のヘルメット着用率は約20%程度と低く、長野県は令和6年度末までにヘルメット着用率を80%とする目標を掲げていることから、着用率向上に向けた取組のひとつとして、本事業の開始を決めました。
Q2	この事業はいつから始まったのですか？
A2	令和6年1月15日から開始しました。
Q3	この事業はいつまで続ける予定ですか？
A3	令和7年3月16日受付分までです。

## 【補助対象者について】

Q4	対象年齢を絞っているのはなぜですか？
A4	自転車に関係する人身事故のうち、年代別で最も事故の件数が多いのが高校生の年代であり、最も死亡・重傷化率が高いのが65歳以上の高齢者であることを踏まえ、対象年齢を決定しました。なお、15歳（中学3年生）を対象に含めたのは、高校の自転車通学に使用するヘルメットを中学3年生のうちに購入する方がいると考えたからです。
Q5	私の生年月日は補助対象になりますか？
A5	対象年齢は、令和6年度末時点で15歳から18歳の方、または65歳以上の方です。 ・15歳～18歳：2006(平成18)年4月2日生まれ～2010(平成22)年4月1日生まれ ・65歳以上：1960(昭和35)年4月1日生まれ以前
Q6	ヘルメットを購入したときは14歳（または64歳）でしたが、同じ年度内には15歳（または65歳）になります。対象になりますか？
A6	対象になります。ただし、購入時に18歳であっても当該年度末時点で19歳になる方は対象になりません。
Q7	飯田市内に住んでいます。住民票は別の市町村にあります。補助対象になりますか？
A7	飯田市内に住民登録されていることが要件となりますので、対象になりません。

## 【ヘルメットについて】

Q8	ポイントや金券などを使ってヘルメットを購入した場合にも補助対象になりますか？
A8	対象になります。領収書やレシート等に記載されている販売価格が2,000円以上であれば、支払い方法が現金以外であっても補助対象になります。
Q9	令和5年度に使用するために令和4年度中にヘルメットを購入した場合は、補助対象になりますか？
A9	申し訳ありませんが対象になりません。補助の対象となるヘルメットは、令和5年4月1日以降に購入したものです。
Q10	ヘルメットの購入価格は、税別ですか？税込みですか？
A10	税込み価格です。購入時に支払った金額が税込みで2,000円以上であれば対象になります。
Q11	インターネットで購入したヘルメットの送料は購入金額に含まれますか？
A11	送料は含みません。
Q12	新品ではないが、未使用のヘルメットを購入した場合は、補助対象になりますか？
A12	安全性能を確認することが困難ですので、未使用品のヘルメットは対象になりません。
Q13	自転車に乗車する際に被るため、バイク用ヘルメットを購入しましたが、対象になりますか？
A13	自転車乗車時に被っているものとしても、バイク用や工事用のものは対象になりません。ヘルメットは、用途によって事故の衝撃の度合い、衝撃を受ける箇所がそれぞれ異なって製造されていますので、対象は自転車用ヘルメットのみとしています。
Q14	指定された安全認証マーク以外の認証マークが貼付されたヘルメットでも対象になりますか？
A14	申請受理後に審査し指定の安全認証マークと同等の基準で付与されていることが確認できた場合は、対象として取り扱います。

## 【申請について】

Q15	申請書類はどこでもらえますか？
A15	飯田市危機管理課窓口、各自治振興センターで配布しています。市役所の公式Webサイトからもダウンロードできます。市役所の公式Webサイトの申請フォームからの申請（オンライン申請）もできます。
Q16	事前の申請は必要ですか？
A16	事前申請は不要です。ヘルメットの購入後に必要書類をそろえて申請してください。
Q17	申請の際に添付する領収書は原本ですか？
A17	申請の際に添付する領収書等はコピー、原本どちらでも結構です。ただし、添付していただいた領収書等は返還できませんのでご了承ください。

Q18	インターネットでヘルメットを購入したので領収書がないのですが、どうすればいいですか？
A18	販売元から領収書を発行してもらうか、購入した品物、購入金額、購入日、購入店舗名、購入者が分かる購入履歴のページを印刷したもの又はその画面の写真を添付してもらえれば申請できます。
Q19	領収書の宛名が申請者ではなく別の者になっていてもいいですか？
A19	申請者の宛名となっていることが必要です。申請者と異なる方の宛名となっている場合には、領収書の空白部分に申請者が氏名を自書していただければ受理します。
Q20	レシートはあるのですが、宛名が無くてもいいですか？
A20	申請には、購入した品物、購入金額、購入日、購入店舗名、購入者が分かる書類の提出が必要となりますので、レシートなどで購入者名の記載がない場合には、レシート等の空白部分に申請者が自署していただければ申請できます。
Q21	購入した品物、購入金額、購入日、購入店舗名、購入者が分かる書類がありません。どうすればいいですか？
A21	申し訳ありませんが、その場合はQUOカードの交付ができません。
Q22	所属している団体でまとめて複数のヘルメットを購入したのですが、補助の対象になりますか？
A22	1個分のヘルメットの購入価格が2,000円以上であれば対象になります。まとめて購入した際の領収等をコピーして申請者ごとに添付してください。また、まとめて購入した領収書の空白部分に「所属団体（複数人）でまとめて購入した」旨を記載してください。なお、申請は個人ごとに行ってください。
Q23	「ヘルメットが安全認証を受けていることを証する書類」とは、どんなもののことですか？
A23	安全基準に適合することを認証したマークが分かる以下のものの写しを想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明書</li> <li>・保証書</li> <li>・パッケージ</li> <li>・カタログ</li> <li>・メーカーのホームページ</li> <li>・ヘルメットに貼付された認証シールの写真 など</li> </ul>
Q24	「ヘルメットが安全認証を受けていることを証する書類」がありません。どうすればいいですか？
A24	お手数ですが、飯田市役所危機管理課の窓口で申出書をお渡ししますので、安全認証を受けているヘルメットである旨を購入店で記載してもらってください。インターネットで購入した場合等で、販売者による申出書の作成が不可能な場合にはQUOカードの交付ができません。
Q25	飯田市に引っ越してくる前に他の市町村で、今回のものとは別のヘルメットの購入費補助を受けていますが、飯田市でも新たにヘルメットを購入したので申請していいですか？
A25	申請できません。長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用は、1回しか受けられません。他の市町村で補助制度の適用を受けている場合には、飯田市へ申請することはできません。
Q26	購入したヘルメットについて、飯田市以外の補助金を受けていますが、飯田市でも補助を申請していいですか？
A26	申請できません。同一のヘルメットに対する補助金を既に受け取っている場合は、飯田市へ申請することはできません。
Q27	代理人が申請してもいいですか？
A27	申請は申請者本人が行うようにしてください。申請者本人が申請できない理由がある場合には、飯田市危機管理課にご相談ください。
Q28	土日祝日でも申請書の提出は可能ですか？
A28	窓口（市役所本庁舎・各自治振興センター）での受付は、市役所の開庁日のみです。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、郵送による申請や市役所ホームページの申請フォームからの申請も可能です。

#### 【交付について】

Q29	申請からQUOカードの交付までどのくらいの時間がかかりますか？
A29	申請書類に不備がなければ1週間から2週間程度での交付を見込んでいますが、申請受理数や祝日の有無等によって多少遅れることもあります。予めご了承ください。
Q30	QUOカードの利用可能店舗を教えてください。
A30	セブンイレブン、ファミリーマート（一部店舗を除く）、ローソン、デイリーヤマザキ（一部店舗を除く）、マツモトキヨシ（一部店舗を除く）、デニーズ、エネオス（一部店舗を除く）等ご利用が可能です。
Q31	QUOカードではなく現金で受け取ることはできますか？
A31	できません。